

が認定する考え方を支持します。すなわち、シヤウブ勧告が非課税法人につき、「大蔵省は、法人がかかる法的免除を付与されるべきか否かを決定する唯一の権限を与えるべきである。免税を要求しようとする一切の法人は、免税証明書の交付を大蔵省から受けることを必要とすべきである。これは、現在免税を認められている法人をも含む一切の法人が必要とするすべきである。免税の資格は、当該法人の過去の活動が関係法規のもとにおいて免税を認められるべき理由があるかどうかを判定するために、3年毎に審査されることになるであろう。」(注15)と指摘するとおり、NPO法人が寄附金について税制上の優遇措置を受けるということは、国から一種の補助金がもたらされているということと同様であり、およそ税の免減については当然課税庁がその判断を行うべきであり、第三者機関に当該権限を委譲することは課税権者の問題や租税法律主義の観点から適当でないものと考えるのです。

3. 私案

NPO法人に対して寄附金の優遇措置を認める要件は、比較的緩やかなもので差し支えないと考えます。ただし、私案は、適格NPO法人を優遇するのではなく、むしろ現行の特定公益増進法人と区別した寄附金の取扱いを設けるべきであると考えるからです。

すなわち、税制上の優遇措置と法人制度をリンクさせるのであれば、NPO法人に対しては公益法人と同様に法人制度について許可制に近い制度をとらざるを得ません。しかし、現在のNPO法の趣旨をいかし認証制度のもとでNPOの法人制度を考える場合、適用対象団体が広くなればなるほど、税制上の優遇措置の内容は低くなります。

そこで、適格NPO法人に対しては、現行の特定公益増進法人に対する寄附金と区別し、別枠でしかも損金算入割合に対する格差を設け、低く設定する仕組みを提案します。

提案の内容は先の【資料2】で示したとおりですが、「適格寄附金」の種類に応じ損金算入の限度額計算基本値をさらに適当な値で割り振ることとします。この場合、国等及び指定寄附金について一つの区分とし、これらはもともと事業関連性に乏しい任意の処分性を有するものと考えますが、政策的な現行制度の取扱いも考慮し、損金算入限度額基本値の60%を割り当てることとします。この60%という数値は仮定の数字ですが、【資料10】により過去10年間の全法人における支出寄附金の額のうち指定寄附金（国、地方公共団体を含む）と特定公益増進法人に対する寄附金の相互割合を求めたものです。

次に特定公益増進法人（特定公益信託を含む）と適格NPO法人について一つの区分とし、残りの40%を割り当てます。ただし、適格NPO法人だけの割合は法人制度の違いから特定公益増進法人の半分である20%とします。なお、適格NPO法人に対して寄附金の優遇措置を認める関係上、平仄を合わせる意味から、民法34条の法人で特定公益増進法人以外の法人（「他の公益法人」といいます。）にも、適格NPO法人に対する要件を満たせば、寄附金の優遇措置を認めることとします。

おわりに

今回はNPOに対する寄附金の問題を契機に、現行の法人税における寄附金課税制度全体の仕組みについて考察しました。私案は、寄附金課税の一つの手法、しかもその骨格のみを示したに過ぎず、意が尽くせない点が多いのは私の非力のせいです。

また、例えば現物による寄附や経済的利益の供与、さらにはボランティア等の人的サービスの提供に関する評価の面などは今回ふれることができませんでした。所得税法との整合性の問題も積み残しのままです。これらについてはまた別の機会を待ちたいと存じます。

なお、最後に一点だけ、公益法人等について

【資料10】 寄附金支出額の累年比較

区分	寄附金支出額	指定寄附金		特定公益増進法人		その他の寄附金		
		伸び率	伸び率	寄附金	伸び率	伸び率	伸び率	
昭和63年分	億円 3,937	% 10.6	億円 782	% 22.1	億円 578	% 5.1	億円 2,577	% 8.8
平成元	4,223	7.2	884	13.0	666	15.1	2,673	3.7
2	5,491	30.0	1,276	44.3	697	4.7	3,518	31.6
3	5,634	2.6	1,215	△4.7	856	22.8	3,563	1.3
4	5,338	△5.3	1,052	△13.4	779	△9.0	3,507	△1.6
5	5,236	△1.9	1,010	△4.0	792	1.7	3,434	△2.1
6	4,770	△8.9	855	△15.3	709	△10.5	3,206	△6.6
7	4,530	△5.0	1,026	20.0	747	5.4	2,757	△14.0
8	4,900	8.2	1,135	10.6	720	△3.6	3,045	10.4
9	5,740	17.1	963	△15.1	739	2.7	4,037	32.6
10	4,938	△14.0	798	△17.1	768	3.9	3,372	△16.5

〔出典〕 平成10年分税務統計から見た「法人企業の実態」(国税庁企画課編, 平成11年12月), 20頁

はみなし寄附金の問題があります。すなわち、公益法人等は収益事業の所得金額から本来の公益事業へ支出した場合には、これをみなし寄附金としてその収益事業の所得の金額の計算上(寄附金支出前), 20% (学校法人, 社会福祉法人については50%又は200万円のいずれか多い金額) 控除できるものとする制度です(法37④)。

この制度は私見としては廃止すべきであると考えます。この問題は寄附金の問題というよりは、公益法人等自体に対する課税の問題であり、公益法人等が収益事業を行う場合には一般法人と競合するものが少なくないにも関わらず、軽減税率の適用が認められている点です。みなし寄附金は、軽減税率が適用されるなかでさらに一定額の所得金額を減額するということですから、結局二重に軽減措置を認めることになり、不合理であると考えるのです。要するに、収益事業に対する特例は軽減税率だけでよろしいのではないかと考えます。

以上、長時間にわたりご静聴ありがとうございました。

(注1) 税制調査会『わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-』(平成12年7月), 167頁

(注2) 神戸地裁(昭38.1.16判決), 行裁例集14.12. 2144頁

(注3) 第1審: 東京地裁(平3.2.26判決・税務訴訟資料182, 419頁), 第2審: 東京高裁(平4.3.30判決・税務訴訟資料188, 1109頁), 第3審: 最高裁(平5.2.18判決・税務訴訟資料194, 438頁)

(注4) 親会社の子会社に対する無利息貸付金の利息相当額は、寄附金であるとした事例(清水惣事件・第1審: 大津地裁(昭47.12.13判決・判例時報695, 54頁), 第2審: 大阪高裁(昭53.3.30判決・判例時報925, 51頁))

(注5) 第1審: 大阪地裁(昭58.2.8判決・税務訴訟資料129, 172頁), 第2審: 大阪高裁(昭9.6.29判決・税務訴訟資料136, 992頁)

(注6) 品川芳宣稿「法人税法における損金の本質」(税務会計研究学会『税務会計研究』第8号), 108頁

(注7) 松沢智著『租税実体法〔増補版〕』(中央経済社・昭55), 271頁

(注8) 大淵博義著『役員賞与・交際費・寄附金の税務』(税務研究会出版局, 745頁)では、「資本基準額は、現行の1000分の2.5という一律によるのではなく、資本金が高額な法人ほど、その率を低減して、中小法人の損金算入限度額の

率を高く、大法人には低くする。また所得基準については、現行の100分の2.5の率を例えれば、所得金額1000万円以下の法人は100分の5、所得金額1000万円超5000万円以下の法人は100分の2.5、5000万円超1億円以下の法人は100分の1、1億円超の法人は100分の0.5、さらに所得金額が多額になるに応じて当該率を縮減するという所得段階別の率を採用し、寄附金の損金控除額を縮減する必要がある。」としている。

(注9) 通常かつ必要な経費の損金算入について、事業関連性重視の問題はひとり寄附金だけに限らず、たとえば交際費等についても同じことがいえる問題である。交際費の点については、拙稿『新たな交際費課税の模索』(「租税研究」2000年2月、(社)日本租税研究協会、12~26頁)を参照のこと。

(注10) 山本守之著『調査事例からみた法人税の実務』(税務研究会出版局、平12、418~420頁)では、社長出身校(公立)創立〇〇年記念に対する寄附金については、たとえば社長自身が個人で寄附をし、別途会社が寄附金を支出する場合で、毎年同校から学生を引き受けているようなときは、地方公共団体に対する寄附金とすべ

きであるとしている。この判断自体は正しいものと考えるが、その根拠を示す積極的な条項がない限り、たとえばその金額が高額であるときは法132条の適用が出てくることもあり、現行法では人材確保という事業関連性の観点が考慮されないので、質的判断条件を与え、寄附金の損金算入を認める途を明らかにしたい。

(注11) 平成12年4月1日における特定公益増進法人の数は、18,956法人である(財公益法人協会『特定公益増進法人一覧』(平成12年8月10日))。

(注12) 「シャウブ使節団日本税制報告書」、第6章 法人、B節非課税規定の排除

(注13) 税制調査会、前掲答申、189頁

(注14) NPO法では「認可」ではなく「認証」という文言を使用しているところから「準則主義」(株式会社、有限会社等の設立のように、主務官庁の関与なしに法所定の設立要件を満たしていれば法人の設立ができること。)に近い認可主義を採用しているとされている(堀田力、兩宮孝子編『NPO法コンメンタール』(日本評論社、平成11年)、17頁)

(注15) 「シャウブ使節団日本税制報告書」、第6章 法人、B節非課税規定の排除



介護保険は保険なのか？



早稲田大学教授 牛丸 聰

はしがき 本稿は、平成12年11月16日開催の財政経済基本問題研究会において行った「介護保険は保険なのか？」と題する報告内容を、その後に加筆修正し、とりまとめて作成したものである。

Ⅰ はじめに

2000年4月より介護保険が開始された。制度が実際に動き出したことによって、いろいろな事柄がはっきりとしてきた。筆者は、本誌においてこれまでに2回介護保険について論じてきた¹。それらの論文においては、どちらかといふと、介護保険制度に対して好意的な姿勢で叙述を行ってきたが、制度が動き出していくつかの事柄を考えるに至って、本制度のあり方に対して疑問をもつ点もでてきた。そこで、本論文では、その疑問点を示すことによって、多くの人々に介護保険制度のあり方を改めて考えてもらいたい。

まず次の2では、介護保険が実際に動き出したことによってどのような問題点が認識されるようになったか、ということをまとめている。2において列挙される問題点は、多くの人々が2000年4月の開始以降に感じ取っている事柄で

あるかもしれない。そこでは、私見を交えて論じているが、本論文の中心はむしろ3以降のところにある。3以降の部分で扱おうとする内容は、2でまとめる各問題そのものではない。3以降では、介護費用の公的保障をどのように行い、その財源をどのように調達するのかという基本的な視点に立ち返って、改めて現行介護保険制度のあり方を検討するものである。

3において、筆者が抱く介護保険制度に対する問題意識を示す。問題としたい点は、介護保険の財源調達のあり方である。2000年4月に始まった介護保険制度は保険という方法に立脚して行われているが、現行介護保険制度を本当に保険と考えていいものか、ということが筆者の問題意識である。その問題意識に対する答えを導くためには、2つの事柄を明らかにしなければならない。第1は、「社会保険方式」とはどういうことを意図している財源調達方法であるのかという事柄である。第2は、その保険方式に立脚していると言われている現行介護保険制度の財源調達方法の仕組みである。そこで、それ以降の所において、それら2つの事柄に関する叙述を行う。

まず4から7までの所において、第1の内容を扱う。4では、堀勝洋氏の本からの引用文を示すことによって、「社会保険方式」の考え方

1 拙稿「介護保険法案について」、本誌、1997年3月、11~19頁、および、拙稿「介護保険制度再考」、本誌、1999年4月、54~71頁。